

指定訪問介護・指定第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)重要事項説明書

〔令和 年 月 日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社エーエスケー
代表者役職・氏名	代表取締役 新井 俊明
本社所在地	静岡県浜松市中央区篠ケ瀬町801番地の1

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	ヘルパーステーション ひばり
事業所番号	指定訪問介護・指定第1号訪問事業(訪問介護相当サービス) (指定事業所番号2277202582)
所在地	〒435-0042 静岡県浜松市中央区篠ケ瀬町801番地の1
電話番号	053-422-3465
FAX番号	053-422-3466
通常の事業の実施地域	浜松市(天竜区、浜名区引佐町を除く)、磐田市(旧豊岡村を除く)

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

（3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人
サービス提供責任者	・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常 勤 3人
訪問介護員	訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常 勤 3人 非常勤 12人

3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、所得に応じて基本利用料の1～3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	所要時間1時間から計算して 30分増す毎に
身体介護	1. 利用料金	1, 664円	2, 491円	3, 951円	5, 789円	837円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1, 497円	2, 241円	3, 555円	5, 210円	753円
	3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	167円	250円	396円	579円	84円
生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き 20分以上	身体介護に引き続き 45分以上	身体介護に引き続き 70分以上
	4. 利用料金	1, 827円	2, 246円	663円	1, 327円	1, 990円
	5. うち、介護保険から 給付される金額	1, 644円	2, 021円	596円	1, 194円	1, 791円
	6. サービス利用に係る 自己負担額(4-5)	183円	225円	67円	133円	199円

※ 上記1割負担の場合です。2～3割負担の場合、自己負担額は上記金額の2～3倍の料金となります。

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
夜間・早朝 加算	夜間（１８時～２２時）、早朝（６時～８時）にサービスを提供した場合	１回につき 基本利用料の２５％	
深夜加算	深夜（２２時～翌朝６時）にサービスを提供した場合	１回につき 基本利用料の５０％	
緊急時訪問介護 加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	１回につき １，０２１円	１０３円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	１月につき ２，０４２円	２０５円
生活機能向上連 携加算	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から３か月間を限度）	１月につき １，０２１円	１０３円
介護職員処遇改善 加算Ⅰ	基本料金及び加算料金に介護職員処遇改善加算Ⅰが加算されます。	１回につき基本料金＋各種加算減算の２４．５％	
特定事業所加算Ⅱ	基本料金に特定事業所加算Ⅱが加算されます。	１回につき基本料金の１０％	

※ 上記１割負担の場合です。２～３割負担の場合、利用者負担額は上記金額の２～３倍の料金となります。

（２）第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、所得に応じて基本利用料の１～３割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

支給区分	Ⅰ（おおむね週１回） 一月当たりの金額	Ⅱ（おおむね週２回） 一月当たりの金額	Ⅲ（おおむね週３回以上） 一月当たりの金額
１．利用料金	１２，００６円	２３，９８３円	３８，０５２円
２．うち、介護保険 から給付される額	１０，８０５円	２１，５８４円	３４，２４６円
３．サービス利用に かかる自己負担額 （１－２）	１，２０１円	２，３９９円	３，８０６円

※ 上記１割負担の場合です。２～３割負担の場合、自己負担額は上記金額の２～３倍の料金

となります。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,042円	205円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から3か月間を限度）	1月につき 1,021円	103円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金及び加算料金に介護職員処遇改善加算Ⅰが加算されます。	1回につき基本料金＋各種加算減算の24.5%	

※ 上記1割負担の場合です。2～3割負担の場合、利用者負担額は上記金額の2～3倍の料金となります。

（3）交通費 通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は交通費を頂戴致しません。

（4）キャンセル料（第一号訪問事業は除く）

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日18時までの連絡があった場合	無料
利用日の前日18時までの連絡がなかった場合	1,100円

（5）その他

① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

② 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

（1）請求方法

① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

② 請求書は、利用月の翌月10日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い
 - ・事業者が指定する口座への振り込み
 - ・利用者が指定する口座からの自動振替
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
 - ・苦情が発生した場合は、ただちに管理者が相手方に連絡を取り、直接訪問するなど、詳しい状況を伺い把握する。
 - ・担当スタッフから状況を確認し把握する。

- ・管理者が必要と判断した場合は、サービス提供担当スタッフを中心に検討会議を開く。
- ・検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を「苦情対応報告書」に担当スタッフが記入して、報告・提出することとする。
- ・検討会議の結果、必ず具体的な対応を早急に行う。
- ・「苦情対応報告書」を記録して、台帳に保管し、再発防止のために役立てる。
- ・事業所での対応が困難な場合は、区市町村及び国保連に相談し、その指示を仰ぐ。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 新井 俊明
電話番号	053-422-3465
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
受 付 日	月曜日から金曜日（祝日を除く）

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

浜松市役所 介護保険課	053-457-2374
中央区役所 長寿支援課	053-457-2062
東行政センター 長寿支援担当	053-424-0184
西行政センター 長寿支援担当	053-597-1119
南行政センター 長寿支援担当	053-425-1572
北行政センター 長寿支援担当	053-523-1144
浜名区役所 長寿保険課	053-585-1122
磐田市役所 高齢者支援課	0538-37-4869
静岡県国民健康保険団体連合会 (介護保険課)	054-253-5590（苦情専用）

10 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

指定訪問介護・指定第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町801番地の1

法人名 株式会社エーエスケー

代表者名 代表取締役 新井 俊明

説明者

事業所名 ヘルパーステーション ひばり

氏 名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 氏名

(代理人) 氏名